

## 令和7年度 三木市調整給付金(不足額給付)申請書

三木市長様

(令和7年度個人住民税の賦課市町村)

※申請後、三木市において審査の上、支給要件に該当した場合は、住民票上住所地に「支給のお知らせ(申請者用)」を送付します。住民票上住所地以外への送付を希望される場合は、別途「令和7年度 三木市調整給付金(不足額給付)送付先変更届」の提出が必要です。

**【1】申請理由(記入必須)**

申請理由 (AかB)	
---------------	--

- ← A 三木市から確認書や「支給のお知らせ」は届いていません。支給要件に該当するため、申請します。
- B 三木市から確認書が届きました。確認書に記載の金額に相違があるため、金額が分かるものを添付して申請します。

**【2】申請者(記入・添付必須)**

本申請内容に相違がないことを確認し、**4ページ目の誓約・同意事項に同意の上、申請します。**

申請日	令和 7 年      月      日	日中連絡が つく電話番号	
フリガナ			
氏名			
生年月日	年      月      日		
現住所			
令和6年6月3日時点の 住民票上住所	(現住所と異なる場合は記入してください)		
令和6年1月1日時点の 住民票上住所	(現住所と異なる場合は記入してください)		
令和5年12月1日時点の 住民票上住所	(現住所と異なる場合は記入してください)		

**※本人確認書類の写し(コピー)を添付してください**

※令和6年(2024年)1月1日時点で住民票上住所が日本になかった場合は、パスポート(VISA)全てのページの写し(コピー)を添付してください。

**【3】令和6年度分個人住民税を課税している市区町村が、【2】令和6年1月1日時点の住民票上住所地と異なる方は、記入してください。**

令和6年度分個人住民税を 課税している自治体	都 ・ 道 府 ・ 県	市 ・ 区 町 ・ 村
---------------------------	----------------	----------------

**【4】 令和5年中と令和6年中の所得状況について、それぞれ該当するものに☑してください。（選択必須）**

令和5年1月1日～12月31日までの所得 (令和6年度課税にかかる)状況 ※該当するものに☑	令和6年1月1日～12月31日までの所得 (令和7年度課税にかかる)状況 ※該当するものに☑
<input type="checkbox"/> 本人として令和6年度分個人住民税課税者である <input type="checkbox"/> 令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超えている <input type="checkbox"/> 青色専従者または事業専従者(白色)である ⇒【5】も記入  <input type="checkbox"/> 税法上、扶養親族である ⇒【6】も記入 <input type="checkbox"/> 申請者を扶養している方が当初調整給付を受給していない <input type="checkbox"/> 租税条約により令和6年度分個人住民税を免除されていない <input type="checkbox"/> いずれにも該当しない	<input type="checkbox"/> 本人として令和6年分所得税課税者である <input type="checkbox"/> 令和6年分所得税に係る合計所得金額が48万円を超えている <input type="checkbox"/> 青色専従者または事業専従者(白色)である ⇒【5】も記入 <input type="checkbox"/> 事業主の令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である <input type="checkbox"/> 税法上、扶養親族である ⇒【6】も記入  <input type="checkbox"/> 租税条約により令和7年度分個人住民税を免除されていない <input type="checkbox"/> いずれにも該当しない

**【5】 【4】で「青色専従者または事業専従者(白色)である」を選択した方は、事業主について記入してください。**

フリガナ		事業主の 生年月日	年 月 日
事業主の氏名			
事業主の <b>令和7年</b> 1月1日時点の 住民票上住所			

**【6】 【4】で「税法上、扶養親族である」を選択した方は、申請者を扶養している方について記入してください。**

フリガナ		申請者を扶養し ている方の 生年月日	年 月 日
申請者を扶養している方の 氏名			
申請者を扶養している方の <b>令和6年</b> 1月1日時点の 住民票上住所			

**【7】 振込希望口座を記入の上、口座確認書類の写し(コピー)を添付してください。（記入・添付必須）**

金融機関名		支店名		分類	口座番号 ※左詰めでお書きください	口座名義(カナ) ※通帳の表紙に 合わせて下さい
				1 普通		
金融機関 コード		支店 コード		2 当座		

(※原則、申請者(ご本人様)名義の口座にしてください。長期間入出金のない口座は記入しないでください。)

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・貯金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載」を記入。

**【8】 代理人が申請、受給する場合は、下記の欄にも記入してください。**

代理人は、原則、同一世帯者・後見人・保佐人・補助人になります。

代 理 人	フリガナ 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人住所
			大正・昭和・平成 年 月 日	日中連絡できる電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、 令和7年度三木市調整給付金(不足額給付)の (申請・受給 申請及び受給) を委任します。			本人氏名	署名

**提出書類**

本給付金関係でご提出いただいた書類は審査、確認等の根拠となるため返却できません。

**令和7年度 三木市調整給付金(不足額給付)申請書 【本書】**

※必要事項を記入してください。

**申請者の本人確認書類(有効期限内のもの)の写し(コピー)**

※公的本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)の写しを1点添付

※代理人が申請、受給する場合は、本人および代理人両方の公的本人確認書類の写しを各1点添付

※代理人が同一世帯者の場合は、住民票(世帯全員分・続柄記載、1か月以内に発行されたもの)の写しも添付(三木市外の場合)

※代理人が成年後見人等の場合は、登記事項証明書等(3か月以内に発行されたもの)の写しも添付

**振込先金融機関口座を確認できる書類の写し(コピー)**

※振込口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

**《「令和6年1月1日時点の住所」欄が国外の場合の方のみ》**

パスポート(VISA)の全てページの写し(コピー)

**《【1】申請理由で、「B 三木市から確認書が届きました。確認書に記載の金額に相違があるため、金額が分かるものを添付して申請します。」を選択した方のみ》**

確認書の金額との相違が分かる書類(源泉徴収票、確定申告書、当初調整給付金の決定通知書など)の写し(コピー)

**申請期限 : 令和7年10月31日 必着**

## 【誓約・同意事項】

- ① 令和5年中または令和6年中所得(非課税所得を除く。)があり、住民税未申告ではありません。
- ② 令和6年分所得税に係る合計所得金額または令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が、1,805万円を超えていません。
- ③ 租税条約により、令和6年度および令和7年度の個人住民税が免除されていません。
- ④ 調整給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。また、提出した書類の返却は求めません。
- ⑥ 三木市がこの申請書を受理した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和7年11月14日(金)までに、もしくは市が指定する期日までに市が申請者に連絡・確認できない場合、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- ⑧ ≪定額減税前の令和6年分所得税額か、定額減税前の令和6年度分個人住民税所得割額の少なくとも一方が1円以上の方≫  
下記の支給要件に該当する場合、これに従い三木市において算定した給付額が支給され、給付額が0円となる場合は、調整給付金(不足額給付Ⅰ)は、支給されない事に同意します。

### 【調整給付金(不足額給付Ⅰ)の支給要件】

ア+イ(合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)ーウ>0となる納税義務者

ア 所得税分の所要額:3万円×減税対象人数※1ー令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

イ 個人住民税所得割分の所要額:1万円×減税対象人数※2ー令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

ウ 調整給付金(当初給付分)の額

- ⑨ ≪定額減税前の令和6年分所得税額および定額減税前の令和6年度分個人住民税所得割額の両方が0円の方≫  
下記の支給要件に該当する場合、これに従い三木市において算定した給付額(1~4万円)が支給され、支給要件に該当しない場合は、調整給付金(不足額給付Ⅱ)は、支給されない事に同意します。また、本人または扶養親族として調整給付金(当初給付分)を受給している場合は、その金額を差し引き、その結果、給付額が0円となった場合は、調整給付金(不足額給付Ⅱ)は、支給されない事に同意します。

### 【調整給付金(不足額給付Ⅱ)の支給要件】

(1) 以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・ 令和6年分所得税に係る合計所得金額または令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える方
- ・ 令和6年度または令和7年度において、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者

(2) 以下のすべての条件を満たすこと

- ・ 令和5年度、6年度に実施した非課税世帯または均等割のみ課税世帯向け給付の対象世帯の世帯主または世帯員ではない
- ・ (青色事業専従者、事業専従者(白色)の方のみ) 事業主の令和6年分所得税に係る合計所得金額が、1,805万円を超えていない